

令和6年4月1日 改正

改正前	改正後	備考
<p>第14条(特定施設入居者生活介護等の内容)</p> <p>利用者が自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。</p> <p>2 自ら入浴が困難な利用者については、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させもしくは清拭を行う。</p> <p>3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。</p> <p>4 前項のほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行う。</p>	<p>第14条(特定施設入居者生活介護等の内容)</p> <p>利用者が自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。</p> <p>2 自ら入浴が困難な利用者については、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させもしくは清拭を行う。</p> <p>3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。</p> <p>4 健康管理、口腔衛生の管理を必要に応じて行う。</p> <p>5 前項のほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行う。</p>	<p>口腔衛生の管理については、令和9年3月31日までの間は努力義務とする。</p>
<p>第28条(従業者の質の確保)</p> <p>事業者は、従業者の資質向上を図るため、研修を行う。</p> <p>一 利用者への対応及びケア</p> <p>二 利用者のプライバシー保護</p> <p>三 食事介助</p> <p>四 入浴介助</p> <p>五 排泄介助</p> <p>六 移動介助</p> <p>七 清拭及び整容</p> <p>八 口腔ケア</p> <p>九 利用者の金銭管理</p>	<p>第28条(従業者の質の確保)</p> <p>事業者は、従業者の資質向上を図るため、研修を行う。</p> <p>一 利用者への対応及びケア</p> <p>二 利用者のプライバシー保護</p> <p>三 食事介助</p> <p>四 入浴介助</p> <p>五 排泄介助</p> <p>六 移動介助</p> <p>七 清拭及び整容</p> <p>八 口腔ケア</p> <p>九 利用者の金銭管理</p> <p>十 認知症介護に係る基礎的知識(福祉関係資格を有さない者)</p>	<p>認知症介護に係る基礎的知識については、福祉関係資格を有さない者については、採用後1年間の猶予期間中に研修を受講させる。</p>

<p>第 38 条(協力医療機関等) 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。</p> <p>2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めるものとする。</p>	<p>第 38 条(協力医療機関等) 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。</p> <p>2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</p> <p>3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。</p> <p>4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に多する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新興感染症をいう。事項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。</p> <p>5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定締結指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。</p> <p>6 事業所は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう努めるものとする。</p> <p>7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。</p>	
--	---	--

<p>第40条(虐待防止に関する事項) 事業者は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。 (1)虐待を防止するための職員に対する研修の実施 (2)入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備 (3)その他虐待防止のために必要な措置</p>	<p>第40条(虐待防止に関する事項) 事業者は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。 (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。 (2)虐待の防止のための指針を整備する。 (3)虐待を防止するための職員に対する研修を定期的に(年1回)実施する。 (4)入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備 (5)その他虐待防止のために必要な措置 (6)前号に掲げる措置を実施するための責任者を置く。</p>	
<p>(追加)</p>	<p>第42条(業務継続計画の策定等) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護[指定介護予防特定施設入居者生活介護]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	
<p>(追加)</p>	<p>第43条(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等) 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するものとする。</p>	<p>令和9年3月31日までの間は努力義務とする経過措置が設けられている。</p>
<p>第42条(その他)</p>	<p>第44条(その他)</p>	<p>条番変更</p>
	<p>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>	

社会福祉法人岩見沢福祉会 ケアハウス岩見沢 特定施設入居者生活介護事業所 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人岩見沢福祉会が開設する社会福祉法人岩見沢福祉会軽費老人ホーム・ケアハウス岩見沢特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業者」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「特定施設入居者生活介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態及び要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な特定施設入居者生活介護等を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業者は、介護保険法等の主旨にそって、要介護者等の意思及び人格を尊重し、特定施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係機関・団体、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称及び所在地等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|---|
| 一 名称 | 社会福祉法人岩見沢福祉会 ケアハウス岩見沢
特定施設入居者生活介護事業所 |
| 二 所在地 | 北海道岩見沢市北2条西12丁目4-1 |

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条 (従業者の職種、員数)

事業所の特定施設入居者生活介護等に勤務する従業者の職種及びに、職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| 一 管理者 | 1人 |
| 事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 | |
| 二 生活相談員 | 1人 |
| 利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。 | |
| 三 介護職員 | 10人以上 |
| 利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。 | |
| 四 看護職員（看護師もしくは准看護婦） | 1人以上 |
| 利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。 | |

- 五 機能訓練指導員 1人以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 六 計画作成担当者 1人
利用者の状態等を踏まえて、特定施設サービス計画の作成等を行う。

第3章 入居定員及び居室数

- 第5条 (入居定員及び居室数)
事業所(特定施設入居者生活介護等)に入居できる利用者の定員は36人とする。

第4章 設備及び備品等

- 第6条 (介護居室)
利用者の居室は、原則個室(定員1名)とする。
- 第7条 (一時介護室)
介護を行うために適当な広さを確保する。
- 第8条 (食堂)
利用者全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備える。
- 第9条 (浴室)
浴室は、利用者が使用しやすいよう、必要な設備を設ける。
- 第10条 (便所)
便所は、各居室に設ける。
- 第11条 (機能訓練室)
利用者が機能訓練を支障なく実施できる十分な広さを設ける。

第5章 同意と契約

第12条（内容及び手続きの説明及びに同意及び契約）

サービス提供の開始に際しては、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

第13条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定等の有無及び要介護認定の有効期間等を確認することができる。

第6章 サービスの提供

第14条（特定施設入居者生活介護等の内容）

利用者が自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。

- 2 自ら入浴が困難な利用者については、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させもしくは清拭を行う。
- 3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 健康管理、口腔衛生の管理を必要に応じて行う。
- 5 前項のほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行う。

第15条（特定施設サービス計画の作成）

管理者は、介護支援専門員に、特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 特定施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成担当者」という。）は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成担当者は、利用者やその家族の希望及び入所者について把握した課題に基づき、特定施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。
- 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の立案について利用者に説明し、同意を得る。
- 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的にを行い、特定施設サービス計画の実施状況を把握する。

第16条（サービスの取り扱い方針）

要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上

を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 サービスを提供するに当たっては、その特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 サービスを提供するに当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 従業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等の行為を行ってはならない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 管理者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、特定施設サービス計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

第 17 条（相談及び援助）

管理者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

第 18 条（健康管理）

看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

第 19 条（利用料及びその他の費用）

特定施設入居者生活介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該特定入所者生活介護等に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業者は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 事業者は、前 2 項のほか、次に掲げる事項に該当する場合は、その費用を徴収する。
 - 一 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
 - 二 滞在に要する費用
 - 三 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 送迎に要する費用
 - 六 理美容代
 - 七 その他、特定施設入所者生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるも

の

- 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得る。

第20条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第7章 留意事項

第21条（喫煙）

施設内の喫煙は、居室内以外では禁煙とする。

第22条（飲酒）

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外は居室内とする。

第23条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力するものとする。

第24条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第25条（利用者に関する関係機関への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を関係機関に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業者の服務規定と質の確保

第26条（従業者の服務規定）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念し、服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第27条（衛生管理）

事業者は、感染症の発生及びまん延防止のため、従業者に対し研修を行う。

- 2 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じなければならない。

第28条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上を図るため、研修を行う。

- 一 利用者への対応及びケア
- 二 利用者のプライバシー保護
- 三 食事介助
- 四 入浴介助
- 五 排泄介助
- 六 移動介助
- 七 清拭及び整容
- 八 口腔ケア
- 九 利用者の金銭管理
- 十 認知症介護に係る基礎的知識（福祉関係資格を有さない者）

第29条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

第9章 緊急時、非常時の対応

第30条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

第31条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに関係機関及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

第32条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な啓発、訓練等を実施する。

第10章 その他

第33条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

第34条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定める。

- 2 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。
- 3 従業者は、身分を証する書類を携行し、必要に応じて提示する

第35条（記録の整備）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

第 36 条 (苦情処理)

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、関係機関からの文書の提出・提示を求め、又は関係機関職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。関係機関からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、関係機関の調査に協力するとともに、関係機関からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

第 37 条 (掲示)

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第 38 条 (協力医療機関等)

事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - 一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 二 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に多する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新興感染症をいう。事項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定締結指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

第 39 条 (個人情報の保護)

事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 社会福祉法人岩見沢福祉会が得た入所者又はその家族の個人情報については、ケアハウスでのサービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第 40 条（虐待防止に関する事項）

事業者は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための職員に対する研修を定期的に（年 1 回）実施する。
- (4) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置
- (6) 前号に掲げる措置を実施するための責任者を置く。

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該ケアハウスの職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 41 条（身体的拘束等）

事業者は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 ケアハウスは、身体的拘束等の適正化を図るため法令等において規定されている措置を講ずるものとする。

第 42 条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 43 条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

第 44 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
この規程は、平成20年11月1日から施行する。
この規程は、平成22年1月1日から施行する。
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年4月14日から施行する。
この規程は、平成23年10月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年5月1日から施行する。
この規程は、平成27年10月1日から施行する。
この規程は、令和元年12月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。